

令和4年3月17日

18時以降延長保育利用
保護者各位

豊木認定こども園
園長 高橋 恵理

18時以降延長保育利用の徴収方法の変更についてのお願い

軽暖の候、皆様方には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は当園の運営に際しご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

さて、学期末が近づき、新年度の準備や今年度のまとめの時期になってきました。年度末の料金徴収に伴い、下記のように18時以降の延長保育利用料金の徴収を変更させていただきますので、ご協力をお願い致します。

記

3月の延長保育利用料金徴収方法について

期間	3月1日～3月19日	3月22日～3月29日
支払い方法	利用した料金を合計し徴収袋にて集金をする。 (徴収袋は23日(水)に配布をします)	利用した料金をその都度当番職員に支払いする。
徴収日	3月25日(金)夕方まで クラス担任又は、当番職員へ支払いをする。	徴収日：18時以降利用した日
金額	18:00～18:30 50円 18:30～19:00 50円 を合計した金額	18:00～18:30 50円 18:30～19:00 50円 利用した時間によって支払い
注意点	おつりがないように準備をお願いします。	おつりの用意ができないため、小銭の準備をお願いします。

